

ドラッグコスモス高松中央インター店 (No.1228)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年6月5日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和5年1月30日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス高松中央インター店
高松市木太町字小原 739 番 3 外
- 3 法第8条第2項の規定により住民等から聴取した意見の概要
(意見の概要)
 - ・周辺道路及び工事中の安全確保
木太南小学校、木太中学校の登下校の時間帯の安全確保が必要である。
 - ・閉店後の防犯対策（防犯灯、チェーンによる侵入防止対策、防犯カメラ等の配慮）
閉店後、夜間のたまり場になった場合、周辺に悪影響をもたらすため。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間： 令和5年6月5日から令和5年7月5日まで